

### III 文教費の概観

前章では、地方教育費調査の結果について解説したが、本章では、平成24会計年度の文教費全体を取り上げ、これが国内総生産・国民所得や行政費などの関係にあるかなどについて概観する。

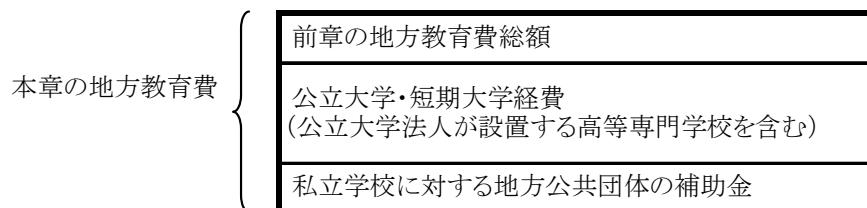
ここでいう文教費とは、国、都道府県及び市町村の公財政から支出された教育費（文部科学省（平成11年度以前は文部省）所管の一般会計歳出決算額を含む。）の総額であり、財源には、授業料、入学金等及び公費に組み入れられた寄附金を含めている。また、国立及び公立の大学・短大等の経費には、附属病院経費及び研究費を含めている。

なお、前章で取り扱った地方教育費の範囲とは次の点で異なっている。

- (1) 本章の地方教育費は、都道府県及び市町村の歳出決算額として計上された経費（公費）である。
- (2) 前章の地方教育費では除かれていた公立の大学・短期大学等の経費、公立大学法人が設置する高等専門学校の経費及び都道府県・市町村が支出した私立学校補助にかかる経費を本章では含んでいる。
- (3) 本章では、国と地方の負担関係を見る場合、国が地方財政の均衡化を図る目的等により交付する地方交付税のうちの教育費充当額（推計）を、「国が負担した教育費」として考察する場合がある（第14表、付・第2表、付・第4表）。公立高等学校授業料不徴収交付金のように、前章では地方支出金に含まれている国庫補助金も同様である（第14表、第15表、第16表、付・第1表、付・第2表、付・第3表、付・第4表）。

また、昭和46会計年度以前の全国数値には、沖縄県分が含まれていない。

#### 本章の地方教育費について



#### 1 文教費の推移と国内総生産・国民所得に対する比率の状況

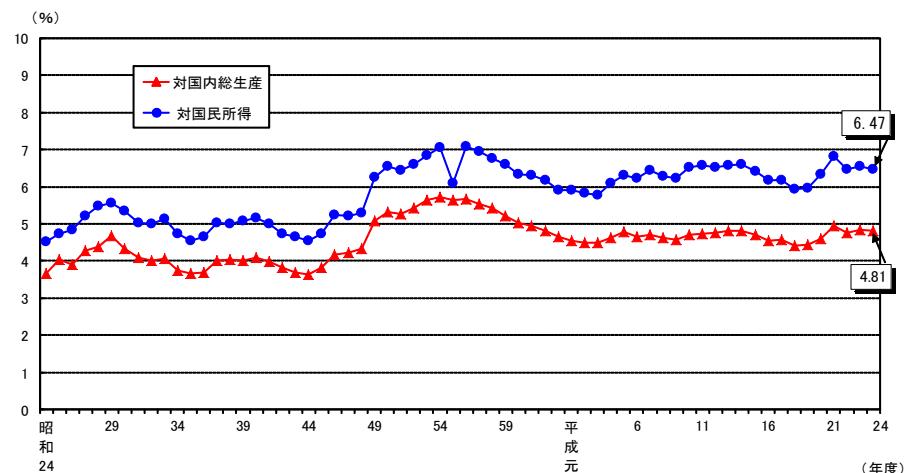
昭和24年度以降の文教費と国内総生産・国民所得、それらの対前年度伸び率並びに国内総生産・国民所得に対する文教費の比率をみると、第13表（P18）のとおりである。

これによると、平成24年度の国及び地方の文教費の総計は22兆7, 232億円であり、対前年度伸び率は△0. 7%となっている。

一方、国内総生産及び国民所得はそれぞれ472兆5, 965億円、351兆1, 139億円であり、対前年度伸び率はそれぞれ△0. 2%，0. 6%となっている。

なお、国内総生産・国民所得に対する文教費総額の比率の推移は、第10図のとおりである。

第10図 国内総生産及び国民所得に対する文教費総額の比率



## 2 総行政費に占める文教費の割合の状況

文教費と総行政費との関係をみると、それぞれの実額、対前年度伸び率及び総行政費に占める文教費の割合は第13表(P18)のとおりである。

なお、ここでいう総行政費とは、国と地方の歳出決算額の純計である(ただし、国の行政費は、一般会計と国立大学法人等歳出決算額の純計であり、地方の行政費は、都道府県及び市町村の公営事業会計を除いた普通会計歳出決算額の純計である。以下、本項で取り上げる行政費についても同じ。)。

平成24年度の総行政費は161兆409億円であり、対前年度伸び率は△2.3%となっている。

一方、総行政費に占める文教費総額の割合は14.1%となっている。

## 3 文教費にみる国・地方の負担関係の推移

文教費は「国が負担した教育費」と「地方が負担した教育費」に大別されるが、両者の実額とその負担割合をみると、第14表(2)(P20)のとおりである。

なお、ここでは、国が地方に交付した地方交付税のうち、教育費に充当した部分(推計)を「国が負担した教育費」とみなしているので、他の項における国又は地方の教育費とは一致しない。

平成24年度において、国が負担した教育費は10兆6,562億円(文教費総額に占める割合46.9%)、地方が負担した教育費は12兆670億円(同53.1%)となっている。

## 4 国と地方別にみた教育費のそれぞれの行政費に占める割合の状況

ここでは、文教費総額と総行政費の関係を、国と地方の各財政主体別に解説することとする。

### (1) 国の教育費と行政費との関係

国が支出した教育費と行政費との関係を年次別にみると、第15表(P21)のとおりである。

これによると、平成24年度の国の教育費は7兆8,599億円(対前年度伸び率△0.5%)、国の行政費は98兆8,989億円(同△3.4%)となっている。

国の行政費に占める教育費の割合は8.0%となっている。

### (2) 地方の教育費と行政費との関係

地方が支出した教育費と行政費との関係を年次別にみると、第16表(P21)のとおりである。

これによると、平成24年度の地方の教育費は17兆2,088億円(対前年度伸び率0.1%)、地方の行政費は96兆4,186億円(同△0.6%)となっている。

地方の行政費に占める教育費の割合は17.9%となっている。

## 5 教育分野別にみた文教費総額の推移

文教費が学校教育、社会教育及び教育行政の各教育分野別にどれだけ支出されているかを年次別にみると、第17表(1), (2)(P22, 23)のとおりである。

これによると、文教費総額の74.9%を学校教育費が占めており、その中でも、義務教育諸学校(小学校、中学校、特別支援学校及び中等教育学校)の経費が文教費総額の46.0%を占めている。

また、教育分野別に在学者・国民一人当たり文教費をみると、第17表(3), (4)(P24, 25)のとおりである。

このうち、学校教育費についてみると、幼稚園が79万6千円(対前年度伸び率△2.1%)、小学校が91万3千円(同1.5%)、中学校が105万5千円(同0.9%)、特別支援学校が726万4千円(同△1.9%)、高等学校が110万4千円(同1.1%)、中等教育学校が92万3千円(同△7.9%)、高等教育費が441万5千円(同2.9%)、専修学校が149万8千円(同△0.3%)、各種学校が73万4千円(同△14.3%)となっている。

「文教費の概観」付・第1～4表に関する注  
及び平成24年度の算出基礎について

(単位:千円)

付・第1表 注

1 国の歳出総額 (A)

明治6～昭和38年度は国の一般会計歳出決算額である。(ただし、大正7～12年度及び昭和12～22年度は国の一般会計と臨時軍事費特別会計との歳出合計額から、一般会計から臨時軍事費特別会計への繰入額を控除した額である。)

昭和39～平成15年度は、国の一般会計と国立学校特別会計との歳出合計額から「一般会計から国立学校特別会計への繰入額」を控除した額である。

平成16年度以降は国立学校特別会計が廃止されたため、国の一般会計から国立大学法人関係補助金等を控除し、国立大学法人等の歳出決算額を加えた額である。

(A) = (a - b) + c	98,898,875,174
a 一般会計歳出決算額	97,087,176,621
b 国立大学法人関係補助金等	1,291,780,924
c 国立大学法人等歳出決算額	3,103,479,477

資料: 明治29年度以降決算報告書

自大正3年8月至大正14年4月臨時軍事費特別会計始末  
自昭和12年7月至昭和21年2月臨時軍事費特別会計始末

2 国の文治費 (B)

各年度の一般会計歳出額から、次の経費を除いたものである。

明治6年度…陸軍費、陣営建築費、徵兵費、海軍費、軍艦諸費

明治10～43年度…陸軍省及び海軍省所管歳出額

大正7～9年度…陸軍省及び海軍省所管歳出額、一般会計より陸軍特別会計への繰入額

大正10～昭和11年度…陸軍省及び海軍省所管歳出額

昭和12～19年度…陸軍省及び海軍省所管歳出額、一般会計より陸軍特別会計への繰入額

昭和20年度…第一復員及び第二復員省所管歳出額

昭和21・22年度…終戦処理費、賠償関係経費、復員・引揚援護関係経費

昭和23年度…終戦処理費、賠償関係経費、復員・引揚援護関係経費、連合国財産返還費

昭和24年度…特別調達庁経費、終戦処理費、賠償関係経費、引揚援護庁経費、特殊財産処理費

昭和25・26年度…終戦処理費、賠償関係経費、引揚援護庁経費、特殊財産処理費、特別調達庁経費、警察予備隊経費

昭和27年度…賠償庁経費、引揚援護関係経費、調達庁経費、保安庁経費、平和回復善後処理費、防衛支出金、安全保障諸費、連合国財産不要補償費、連合国財産返還補償事務処理費

昭和28年度…調達庁経費、保安庁経費、平和回復善後処理費、防衛支出金、安全保障諸費、連合国財産補償費、連合国財産返還補償事務処理費、引揚援護関係経費

昭和29・30年度…平和回復善後処理費、調達庁経費、防衛庁経費、防衛支出金、連合国財産補償費、連合国財産返還補償事務処理費、安全保障諸費、引揚者援護費、引揚復員官署経費

昭和31年度…平和回復善後処理費、調達庁経費、防衛庁経費、防衛支出金、連合国財産返還補償事務処理費、引揚者等援護費、引揚復員官署経費、

賠償等特殊債務処理費

昭和32～36年度…調達庁経費、防衛庁経費、防衛支出金、連合国財産返還補償事務処理費、引揚者等援護費、賠償等特殊債務処理費

昭和37・38年度…防衛関係費、賠償等特殊債務処理費、引揚者等援護費

昭和39～53年度…「1国の歳出総額(A)」から防衛関係費、賠償等特殊債務処理費、引揚者等援護費を控除した額

昭和54～平成19年度…「1国の歳出総額(A)」から防衛関係費、引揚者等援護費を控除した額

平成20年度以降…「1国の歳出総額(A)」から防衛関係費を控除した額

$$(B) = a - b \quad 94,137,372,735$$

  a 国の歳出総額 (前記A) \ 98,898,875,174

  b 防衛関係費 (防衛省所管) \ 4,761,502,439

資料: 「明治前期財政経済史料集成」第4, 5卷

文部省「地方教育費調査報告書」昭和25会計年度以降  
明治29年度以降決算報告書

3 国の教育費 (C)

明治6～昭和23年度は、文部省所管一般会計歳出決算額である。

昭和24～38年度は、次的方式により算出した。

文部省所管一般会計歳出決算額+他省庁所管一般会計歳出決算額のうち地方教育費補助額(「地方教育費調査報告書」による国庫補助金-文部省所管一般会計歳出決算額中の地方教育費補助金額)

昭和39～平成15年度は、文部省所管一般会計(平成12年度以降は文部科学省所管一般会計)と国立学校特別会計との歳出合計額から「文部省所管一般会計(平成12年度以降は文部科学省所管一般会計)から国立学校特別会計への繰入額」を控除し、前記と同じ方式により算出した。

平成16年度以降は、文部科学省所管一般会計歳出決算額から国立大学法人関係補助金等を控除し、国立大学法人等の歳出決算額と他府省補助金を加えた額である。

平成22年度以降は、公立高等学校授業料不徴収交付金のように、本調査では地方の支出金に含まれている国庫補助金を加算し、他府省補助金を算出した。

$$(C) = (a - b) + c + g \quad 7,859,891,001$$

  a 文部科学省所管一般会計歳出決算額 \ 5,977,310,044

  b 国立大学法人関係補助金等 (前記Aのb) \ 1,291,780,924

  c 国立大学法人等歳出決算額 (前記Aのc) \ 3,103,479,477

  d 本調査の「国庫補助金」総額 \ 1,940,339,562

  e 本調査の地方支出金に含まれている国庫補助金 \ 399,037,323

  f 文部科学省関係補助金 (決算書の該当項目の積み上げ額) \ 2,268,494,481

  g 他府省補助金 (d + e) - f \ 70,882,404

資料: 昭和7年度以降決算報告書

「地方財政概要」、「文部省年報」、「学校基本調査報告書」、「地方教育費調査報告書」

4 地方教育費補助 (D)

明治6～昭和24年度は、文部省所管の地方教育費補助金の決算額である。

昭和25～49年度は、「地方教育費調査報告書」による国庫補助金の額である。

昭和50年度以降は、「地方教育費調査報告書」による国庫補助金の額及び「学校基本調査報告書」による公立大学・短期大学への国庫補助金の額である。

平成20年度以降は、公立大学法人が設置する高等専門学校への国庫補助金を加算している。

平成22年度以降は、公立高等学校授業料不徴収交付金のように、本調査では地方の支出金に含まれている国庫補助金を加算し算出した。

(D) = a + b + c + d	2,345,516,793
a 本調査の国庫補助金総額（前記Cの d）	1,940,339,562
b 本調査の地方支出金に含まれている国庫補助金（前記Cの e）	399,037,323
c 公立大学・短期大学への国庫補助金	6,006,355
d 公立大学法人立高等専門学校への国庫補助金	133,553

## 5 うち義務教育費（E）

「地方教育費補助D」のうち義務教育費補助費である。

平成14年度から中等教育学校の経費を前期課程と後期課程の人数で按分し、義務教育にあたる前期課程相当額を推定している。

(E) = a + b + c + d	1,839,304,843
a 本調査の「国庫補助金」小学校	1,083,609,661
b 本調査の「国庫補助金」中学校	637,069,086
c 本調査の「国庫補助金」特別支援学校	117,748,626
d 本調査の「国庫補助金」中等教育学校（前期課程）	877,470

## 6 国立学校（F）

明治6, 10, 14年度は、文部省所管歳出中の国立学校関係費である。

明治29～昭和21年度は、文部省所管一般会計歳出決算額のうち国立学校の創設等に伴う營繕設備費及び学校特別会計への政府支出金の合計額である。

ただし、昭和20年度まで大蔵省所管にあった国立学校營繕関係経費を除いた。

昭和22～28年度は、文部省所管一般会計歳出決算額中の国立学校運営費、国立文教施設整備費、国立文教施設災害復旧費及び行政共通費中の国立学校関係費の合計額である。

昭和29～38年度は、文部省所管一般会計歳出決算額中の国立学校費、国立文教施設整備費及び国立文教施設災害復旧費の合計である。

昭和39～平成15年度は、国立学校特別会計歳出決算額である。

平成16年度以降は国立学校特別会計が廃止されたため、国立大学法人等の歳出決算額である。

(F) = 国立大学法人等歳出決算額（前記のCの c）	3,103,479,477
-----------------------------	---------------

## 7 その他の（G）

「国の教育費（C）」から「地方教育費補助（D）」と「国立学校（F）」の経費を控除した額である。

(G) = a - (b + c)	2,410,894,731
a 国の教育費（前記C）	7,859,891,001
b 地方教育費補助（前記D）	2,345,516,793
c 国立学校（前記F）	3,103,479,477

資料：「文部省年報」明治6年度

明治10, 14年度「明治前期財政経済史料集成」第4, 5巻

明治29年度以降決算報告書

## 付・第2表注

1 本表の「国の歳出総額（A）」、「国の文治費（B）」、「国立学校（F）」及び「その他（G）」の各欄の金額は、付・第1表の該当欄の金額と同じ。

2 「国の教育費（C）」及び「地方教育費補助（D）」の金額は、それぞれ付・第1表の該当欄の金額に、国が地方に対して交付した地方交付税のうち次の方式によって推定した教育費充当額を加算した額である。

昭和11年度：臨時町村財政補給金のうち次の方式によって算出した教育費充当額

$$\text{昭和 7年の尋常小学校費臨時補助費} \times \frac{\text{昭和11年の尋常小学校教員数}}{\text{昭和 7年の尋常小学校教員数}}$$

昭和12～14年度：臨時地方財政補給金のうち次の方式によって算出した教育費充当額

$$\text{臨時地方財政補給金} \times \frac{\text{地方歳出決算の教育費の (総額 - 国庫支出金)}}{\text{地方歳出決算の (総額 - 国庫支出金)}}$$

昭和15～22年度：地方分与税分与金のうち次の方式によって算出した教育費充当額

$$\text{地方分与税分与金} \times \frac{\text{地方歳出決算の教育費の (総額 - 国庫支出金)}}{\text{地方歳出決算の (総額 - 国庫支出金)}}$$

昭和23・24年度：地方配付税配付金のうち次の方式によって算出した教育費充当額

$$\text{地方配付税配付金} \times \frac{\text{地方歳出決算の教育費の (総額 - 国庫支出金)}}{\text{地方歳出決算の (総額 - 国庫支出金)}}$$

昭和25～27年度：地方財政平衡交付金のうち次の方式によって算出した教育費充当額

$$\text{義務教育教職員給与費} \times 1/2 = a \\ (地方財政平衡交付金 - a) \times \frac{\text{地方歳出決算の教育費の (総額 - 国庫支出金)}}{\text{地方歳出決算の (総額 - 国庫支出金 - a)}}$$

なお、義務教育教職員給与費は「地方教育費調査報告書」による。

昭和28年度：地方財政平衡交付金のうち次の方式によって算出した教育費充当額

$$\text{地方財政平衡交付金} \times \frac{\text{地方歳出決算の教育費の (総額 - 国庫支出金)}}{\text{地方歳出決算の (総額 - 国庫支出金)}}$$

昭和29～36年度：地方交付税と入場譲与税のうち次の方式によって算出した教育費充当額

$$\text{地方交付税・入場譲与税} \times \frac{\text{地方歳出決算の教育費の (総額 - 国庫支出金)}}{\text{地方歳出決算の (総額 - 国庫支出金)}}$$

昭和37年度以降：地方交付税のうち次の方式によって算出した教育費充当額

$$\text{地方交付税} \times \frac{\text{地方歳出決算の教育費の (総額 - 国庫支出金)}}{\text{地方歳出決算の (総額 - 国庫支出金)}}$$

$$(C) = a + b \\ a \text{ 国の教育費 (付・第1表のC)}$$

$$10,656,189,193 \\ 7,859,891,001$$

$$\begin{aligned}
 b &= \frac{\text{地方交付税} \times \frac{\text{地方歳出決算の教育費の(総額-国庫支出金)}}{\text{地方歳出決算の(総額-国庫支出金)}}}{\text{地方交付税} \times \frac{(16,147,943,000 - 2,420,729,000)}{(96,418,554,000 - 15,527,112,000)}} \\
 &= \frac{16,477,968,000}{2,796,298,192}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 (D) &= a + b & 5,141,814,985 \\
 a &= \text{地方教育費補助(付・第1表のD)} & 2,345,516,793 \\
 b &= \text{地方交付税中の教育費充当額(上記Cのb)} & 2,796,298,192
 \end{aligned}$$

3 「うち義務教育費(E)」の金額は、付・第1表の「うち義務教育費(E)」の金額に2の方式に準じて算定した地方交付税中の義務教育費充当額(推定)を加算した額である。

$$\begin{aligned}
 (E) &= a + b & 3,236,254,933 \\
 a &= \text{うち義務教育費(付・第1表のE)} & 1,839,304,843
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 b &= \frac{\text{地方歳出決算の小学校費、中学校費、及び特殊学校費の合計の(総額-国庫支出金)}}{\text{地方歳出決算の(総額-国庫支出金)}} \\
 &= \frac{16,477,968,000 \times \frac{(8,387,683,000 - 1,529,962,000)}{(96,418,554,000 - 15,527,112,000)}}{1,396,950,090}
 \end{aligned}$$

### 付・第3表注

#### 1 地方歳出総額(A)

昭和10年度以降は、地方歳出の普通会計分(事業会計及び公営企業会計以外の会計)の決算額(純計)である。

ただし、昭和19・20年度は予算額である。

$$(A) = \text{地方歳出決算総額(付・第2表のCのbの内訳)} \quad 96,418,554,000$$

資料：総理府統計局「日本統計年鑑」昭和10～14年度

自治庁「地方財政概要」昭和15～30年度

自治庁「地方財政統計年報」昭和31・32年度

自治庁「都道府県決算状況調」・「市町村決算状況調」昭和33～36年度

自治省「地方財政の状況」昭和37～平成10年度

総務省「地方財政の状況」平成11年度以降

#### 2 地方教育費総額(B)

昭和10～23年度は、地方歳出の教育費決算額である。

昭和24年度以降は、文部省「地方教育費調査報告書」(平成11会計年度以降は文部科学省)による地方教育費(ただし、公費に組み入れられない寄附金を除く)と文部省「文部省年報」、文部省「学校基本調査報告書」(平成13年度以降は文部科学省)による公立大学・短期大学経費、私立学校への地方公共団体からの補助金(ただし、昭和36年度以降についてである)の合計による地方教育費総額である。

平成10年度以降は、前述算出方法のうち、私立学校への地方公共団体からの補助金については、「私立学校の財務状況調査」の廃止に伴い、日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」より別途算出した額である。

平成20年度以降は、公立大学法人が設置する高等専門学校の経費を加算している。

(B) = (a - b) + c + d + e	17,208,807,267	(16,123,056,173)
a 本調査の地方教育費総額	15,856,580,658	(14,770,829,564)
b 本調査の「公費に組み入れられない寄附金」		33,515
c 公立大学・短期大学経費		546,511,223
d 公立大学法人立高等専門学校経費		5,930,126
e 私立学校に対する地方公共団体の補助金		799,818,775

※( )内は債務償還費を除く額である。(以下同じ。)

資料：文部省「地方教育費調査報告書」昭和24会計年度～平成10会計年度  
「文部省年報」昭和25・26年度  
「学校基本調査報告書」昭和27年度～平成12年度  
「私立学校の財務状況調査報告書」昭和45会計年度～平成9会計年度  
日本私立学校振興・共済事業団  
「今日の私学財政」平成10会計年度以降  
文部科学省「地方教育費調査報告書」平成11会計年度以降  
「学校基本調査報告書」平成13年度以降

#### 3 国庫負担金・補助金額(C)

付・第1表における「地方教育費補助(D)」の昭和10(1935)年度以降の金額に同じ。  
2,345,516,793

#### 4 地方純負担額(D)

「地方教育費総額(B)」から「国庫負担金・補助金額(C)」を控除した額である。

(D) = a - b	14,863,290,474	(13,777,539,380)
a 地方教育費総額(前記B)	17,208,807,267	(16,123,056,173)
b 国庫負担金・補助金額(前記C)		2,345,516,793

### 付・第4表注

#### 1 国の歳出総額(a)

付・第1表の「国の歳出総額(A)」の昭和10(1935)年度以降の金額に同じ。

#### 2 地方の歳出総額(b)

付・第3表の「地方歳出総額(A)」の昭和10(1935)年度以降の金額に同じ。

#### 3 純計(c)

「国の歳出総額(a)」と「地方の歳出総額(b)」との合計額から、次の重複額を控除したものである。

昭和10～14年度は、分担金、国庫補助補給交付金、道府県補助補給交付金、地方公共団体分担金、納付金

昭和15～24年度は、分与税分与金特別会計(昭和23・24年度は配付金、配付金特別会計)の一般会計からの受入額(昭和20年度のみは支出済額)、分担金及び負担金、国・県支出金、地方公共団体分担金、納付金

昭和25～28年度は、地方財政平衡交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、都道府県支出金、地方公共団体分担金、納付金

昭和29～33年度は、一般会計歳入決算額中の公共事業費分担金及び公営企業以外の地方歳入合計決算額中の地方交付税、地方譲与税、国庫支出金

昭和34年度以降は普通会計歳入決算額中の地方交付税、地方譲与税、国庫支出金

(c) = (a + b) - (c + d + e)	161,040,869,174
a 国の歳出総額(付・第1表のA)	98,898,875,174
b 地方の歳出総額(付・第3表のA)	96,418,554,000
c 地方交付税(付・第2表のCのbの内訳)	16,477,968,000
d 地方譲与税	2,271,480,000
e 国庫支出金(付・第2表のCのbの内訳)	15,527,112,000

資料：昭和10年度以降決算歳出決算報告書

自治庁「地方財政概要」昭和20～30年度

自治庁「地方財政統計年報」昭和31～34年度

自治庁「昭和35年度都道府県決算状況調」

自治庁「昭和35年度市町村決算状況調」・「昭和35年度大都市及び特別区決算状況調」

自治省「地方財政の状況」昭和37年度～平成10年度

総務省「地方財政の状況」平成11年度以降

#### 4 国の教育費 (d・1)

付・第1表の「国の教育費(C)」昭和10(1935)年度以降の金額に同じ。  
7,859,891,001

#### 5 国の教育費 (d・2)

付・第2表の「国の教育費(C)」昭和11(1936)年度以降の金額に同じ。  
10,656,189,193

#### 6 地方の教育費 (e)

付・第3表の「地方教育費総額(B)」の金額に同じ。  
17,208,807,267 ( 16,123,056,173 )

#### 7 純 計 (f)

「国の教育費(d・1)」と「地方の教育費(e)」との合計額から、付・第1表の「地方教育費補助(D)」(付・第3表の「国庫負担金・補助金額(C)」と同じ)を控除した額である。

(f) = a + b - c	22,723,181,475 ( 21,637,430,381 )
a 国の教育費(付・第1表のC)	7,859,891,001
b 地方教育費総額(付・第3表のB)	17,208,807,267 ( 16,123,056,173 )
c 地方教育費補助(付・第1表のD)	2,345,516,793

#### 8 うち義務教育費 (g)

昭和10～15年度は、「文部省年報」による市町村立小学校公学費である。

昭和16～21年度は、市町村立小学校公学費の次的方式による推定額である。

(各年度の文部省一般会計歳出額(平成12年度は文部科学省一般会計歳出額)中の義務教育教員俸給補助金×2) =  $\alpha$   
( $\alpha$  + 昭和15年度の義務教育教員給与以外の地方教育費) =  $\beta$

$$\beta \times \frac{\text{各年度の市町村立小学校児童数}}{\text{昭和15年度の市町村立小学校児童数}}$$

昭和22年度は、「文部省年報」による都道府県立・市町村立の小学校及び中学校経費である。

昭和23・24年度は、「文部省年報」による国立及び都道府県立・市町村立の小学校・中学校及び盲・聾学校の経費である。

昭和25～28年度は、「地方教育費調査報告書」、「国立初等・中等学校教育費調査報告書」、「文部省年報」及び「学校基本調査報告書」による国立及び公立小学校・中学校及び盲・聾・養護学校教育費の合計額である。

昭和29年度以降は、「地方教育費調査報告書」と「学校基本調査報告書」による国立・公立の小学校・中学校及び特別支援学校(平成18年度までは盲・聾・養護学校)教育費(ただし、平成18年度までは公費に組み入れられない寄附金を除く)の合計額である。

ただし、昭和23～28年度の盲・聾・養護学校については、それぞれの年度の義務教育相当の小学部の学年の児童数と全児童生徒数との比率をもって盲・聾・養護学校教育費総額中の義務教育相当額を推定したものである。

平成14年度から中等教育学校の経費を前期課程と後期課程の人数で按分し、義務教育にあたる前期課程相当額を推定している。

$$(g) = a + b \quad 10,496,022,169 ( 9,941,277,504 )$$

$$a \text{ 公立学校義務教育費計} \quad 10,438,994,940 ( 9,884,250,276 )$$

公立小学校	6,063,597,050 ( 5,735,357,011 )
	3,449,293,785 ( 3,247,392,501 )
	916,432,152 ( 891,972,642 )
	9,671,953 ( 9,528,122 )

$$b \text{ 国立義務教育費計} \quad 57,027,228$$

国立小学校費	20,083,726
	18,590,306
	17,002,851
	1,350,345

資料：文部省「文部省年報」昭和10～26年度

「国立初等・中等学校教育費調査報告書」昭和25～28会計年度

「地方教育費調査報告書」昭和25会計年度～平成10会計年度

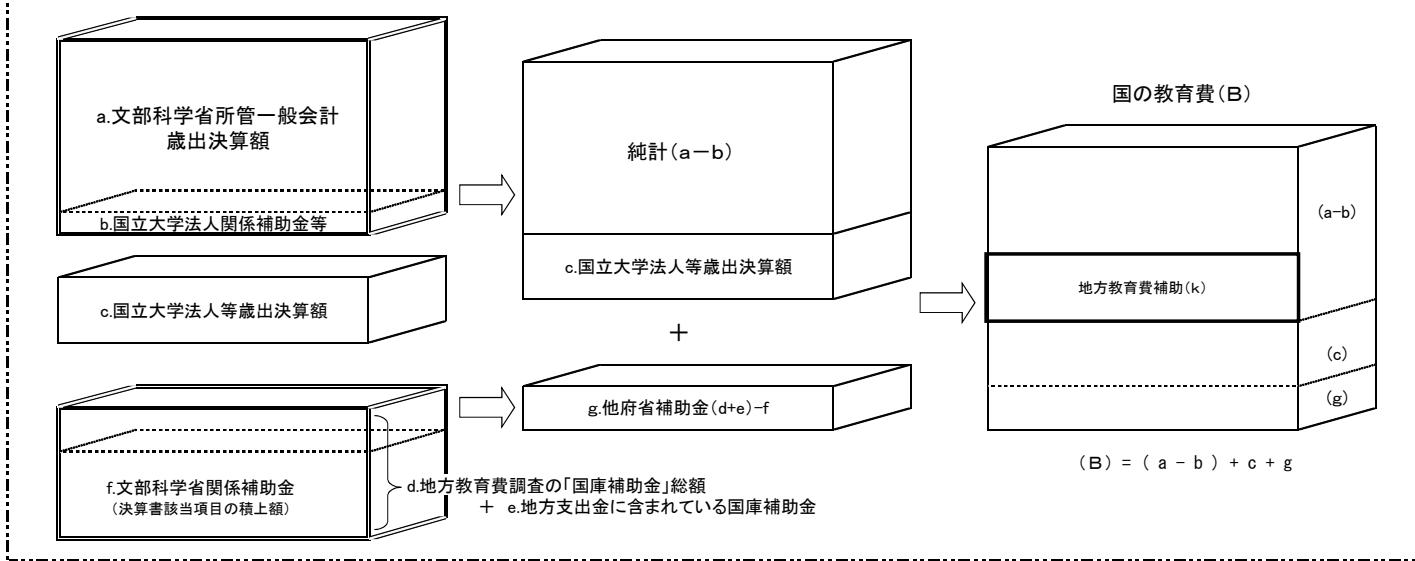
「学校基本調査報告書」昭和25年度～平成12年度

文部科学省「地方教育費調査報告書」平成11会計年度以降

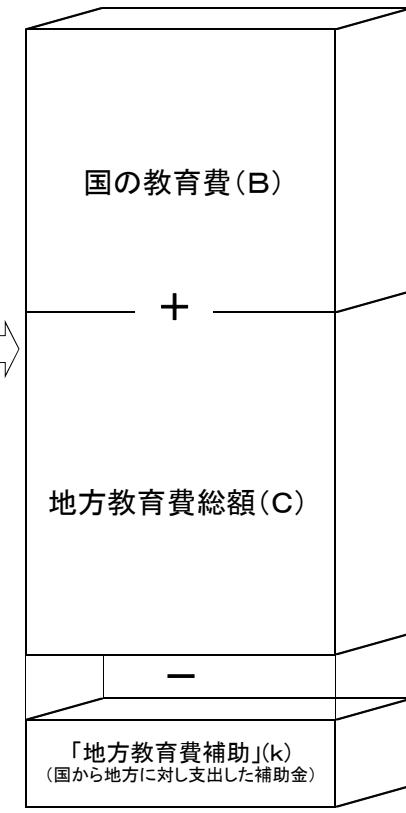
「学校基本調査報告書」平成13年度以降

# 文教費総額とは？

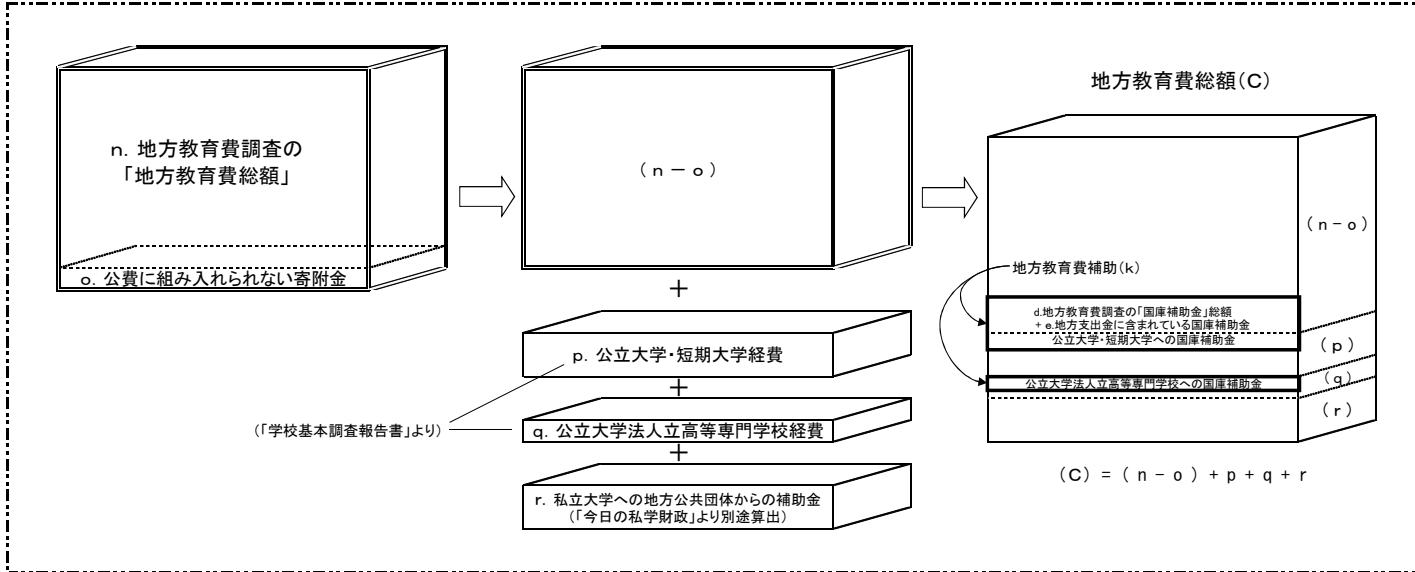
国の教育費について(付・第1表 注より)



文教費総額(A)



地方の教育費について(付・第3表 注より)



(注)国の教育費(B)及び地方教育費総額(C)の中には、「国庫補助金(他府省分も含む)」が計上されており、文教費総額を算出するときは「国」または「地方」のいずれかより差し引かなくてはならない。